

## 和歌山県情報館バナー広告掲載基準

この基準は、和歌山県情報館に掲載するバナー広告単体のみならず、リンク先のページ等全体について適用する。

### 1 広告の範囲

広告は、次の各号のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) あたかも県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

### 2 業種又は業者

次の業種又は業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
- (2) 消費者金融・高利貸しに係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (6) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続き中のもの
- (7) 県の指名停止措置を受けているもの又は県の指名停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適法な行為によるものである場合に限る。）を受けているもの

### 3 掲載基準

- (1) 次のいずれかに該当する広告は掲載しない。

ア 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品その他掲載することが不適当と認められる商品、又はサービスを提供するもの

イ 他のものを誹謗し、中傷し又は排斥するもの又はその恐れのあるもの

ウ 県の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの又はその恐れのあるもの

エ 不当な差別等人権侵害又はその恐れのあるもの

オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はその恐れのあるもの

カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの又はその恐れのあるもの

キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるもの又はその恐れのあるもの

ク 広告する商品とは無関係に裸体姿等によって単に目立たせるもの

ケ 次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの

(ア) 性的感情を著しく刺激するもの

(イ) 犯罪を著しく誘発する恐れのあるもの

(ウ) 粗暴性、残虐性を著しく助長するもの

- (2) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から、次の表示(表現)を含む広告は掲載しない。

ア 実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示

イ 消費者に誤認される恐れのある表示

ウ 射幸心をあおる表現

### 附 則

この基準は、平成18年3月14日から施行する。